

5 高第 5 2 3 号  
令和 5 年 7 月 3 日

市内地域密着型サービス事業所 御中

白河市高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の臨時的な取扱い終了について

日頃から、高齢者福祉の増進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の臨時的取扱いは令和 5 年 5 月 7 日をもって終了することとされました。

この通知を受け、本市における運営推進会議等の今後の取り扱いについて、下記のとおり整理しましたので、お知らせいたします。

また、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について別紙のとおりガイドラインを作成しましたので、事業所運営の参考とさせていただきますようお願いいたします。

※特にガイドラインの「2 構成員」、「3 対象事業所と開催頻度」、および「6 記録の公表及び資料の提出」の部分についてご留意ください。

記

- 1 臨時的取扱いが終了したため、通常どおり対面形式（オンラインによる参加も可能）で開催するものとします。これまで臨時的に認められてきた書面による開催、中止及び延期といった措置は終了となります。
- 2 感染症が事業所内で蔓延するなどのやむを得ない理由により、対面形式の会議の開催が困難な場合には、開催期日を延期するなどの措置をとり、日程を改めた上で対面形式の会議を開催することとなります。

（事務担当 保健福祉部高齢福祉課介護保険係 電話 0248-28-5518）